

# 令和3年度宇都宮市プレミアム付商品・サービス券事業約款

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた市内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和3年度宇都宮市プレミアム付商品・サービス券事業（以下「本事業」という。）を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 プレミアム付商品・サービス券（以下「商品・サービス券」という。）の発行団体は、宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和3年10月22日から令和4年3月31日までとする。

(商品・サービス券の販売内容)

第4条 商品・サービス券の販売単位は、額面500円の13枚つづりを1冊とする。

2 商品・サービス券の販売は、1冊単位とし、販売金額は5,000円とする。

3 商品・サービス券の発行総数は、300,000冊とする。

(券面表示事項)

第5条 商品・サービス券には次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) 約款の存在

## 第2章 商品・サービス券の販売

(購入対象者)

第6条 商品・サービス券の購入対象者は、次のとおりとする。

- (1) 18歳以上の宇都宮市民
- (2) 18歳以上の宇都宮市へ通勤・通学している者

(購入限度額)

第7条 商品・サービス券の購入限度額は、対象者1名につき1回2冊までとする。

#### (販売方法)

第8条 商品・サービス券の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 窓口販売での商品・サービス券の販売に当たっては、身分証明書等により本人確認を行う。
- (2) 販売は、第9条及び第11条に定める販売期間・会場で行う。

#### (商品・サービス券の販売期間)

第9条 商品・サービス券の販売期間は、令和3年11月24日から令和4年1月31日までとし、商品・サービス券がなくなり次第終了するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、販売を一時中断し、又は販売期間を延長するものとする。

#### (残分の処理)

第10条 第13条に規定する期間を超過した商品・サービス券については、実行委員会の委託する事業者が全て適切に処分しなければならない。

#### (販売会場)

第11条 商品・サービス券の販売会場は、次のとおりとする。

- (1) 平日：宇都宮市内郵便局（市内66局）
- (2) 休日：実行委員会が定める販売会場（市内10か所以上）

#### (販売周知)

第12条 実行委員会は、実行委員会構成団体の広報紙やポスター等により、販売の周知をするものとする。

### 第3章 商品・サービス券の利用

#### (有効期間)

第13条 商品・サービス券の有効期間は、令和3年11月24日から令和4年2月28日までとし、有効期間を経過した商品・サービス券は無効とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、利用を一時中断し、又は有効期間を延長するものとする。

#### (取扱店)

第14条 商品・サービス券が利用できる店舗は、第21条による登録をした店舗（以下「取扱店」という。）とする。

#### (対象商品等)

第15条 商品・サービス券は、取扱店が取扱う商品及びサービス等について、利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (2) 土地、家屋や金融商品等資産形成の性質が強いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 公的な医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) たばこ事業法に規定する各種たばこ商品
- (7) 令和3年度宇都宮市プレミアム付飲食券事業約款第15条に規定する飲食サービス
- (8) その他、実行委員会が不適切と認めるもの

(利用限度額)

第16条 利用者が1会計において利用できる商品・サービス券の額は、5冊相当額の32,500円とする。

(釣り銭)

第17条 商品・サービス券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

第18条 利用者が購入した商品・サービス券の返品、現金との交換はできないものとする。

2 利用者が商品・サービス券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。

3 利用者が購入した商品・サービス券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。

4 利用者が購入した商品・サービス券は、転売できないものとする。

## 第4章 商品・サービス券の取扱店

(取扱店の募集)

第19条 取扱店の募集の周知方法は、実行委員会構成団体のホームページや広報紙等によるものとする。

(取扱店の登録資格)

第20条 取扱店の登録資格は、宇都宮市内で営業しており感染防止対策を実施している店舗のうち、本約款の遵守について宣誓を行った店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。

(取扱店の登録手続き)

第21条 取扱店の登録を希望する店舗は、実行委員会に商品・サービス券取扱店申請書を提出し、実行委員会委員長の承認を得なければならない。

2 実行委員会は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に商品・サービス券取扱登録店決定通知書を発送する。

3 実行委員会は、実行委員会構成団体のホームページ等で、取扱店を明らかにしなければならない。

(取扱店の募集期間)

第22条 取扱店の募集期間は令和3年10月22日から令和4年1月21日までとする。ただし、取扱店が少ない場合は、募集期間を延長することができる。

(換金期間)

第23条 取扱店による使用済商品・サービス券の換金期間は、令和3年12月9日から令和4年3月18日までとする。

2 換金期間を過ぎた商品・サービス券は無効とする。

(換金方法)

第24条 取扱店の換金方法については、次のとおりとする。

(1) 使用済商品・サービス券を換金する場合は、実行委員会が委託する回収換金業者に、換金申込書と半券を切り取った使用済商品・サービス券を郵送にて提出する。取扱店は、回収換金業者からあらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。

- (2) 回収換金業者から取扱店に対する換金額の振り込みは、月に最大3回とし、回収換金業者が設定する毎月の回収日までに到着した商品・サービス券額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。
- (3) 回収換金業者から取扱店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、実行委員会が負担する。

#### (取扱店の遵守事項)

第25条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品・サービス券を持参した場合は、商品・サービス券額面分の商品・サービスの提供を行うこと。
- (2) 実行委員会から配布された取扱店の告知ポスターは、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品・サービス券には、裏面に店印の押印と利用日の記入を行うこと。
- (4) 裏面に他店押印のある商品・サービス券は、受け取らないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- (6) 商品・サービス券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (7) 取扱店が自ら購入した商品・サービス券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (8) 換金申込書の写し及び提出済の商品・サービス券の半券については換金額の振り込みを受けるまで保管すること。
- (9) 営業するにあたり次の感染防止対策（密閉、密集、密接の防止）等を実施していること。
  - ア 出勤前における従業員の検温
  - イ 従業員のマスク等の着用
  - ウ 消毒液の設置・利用の呼びかけ
  - エ こまめな店内の換気
  - オ 手が触れやすい箇所や機材のこまめな消毒
  - カ 身体的距離の確保（待機列の間隔や座席等）
  - キ 対面になる場等へのパーティションの設置
- (10) 反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこと。
- (11) 感染防止対策や利用状況等の確認のために実行委員会が実施する取扱店への立入調査に協力すること、その際実行委員会から帳簿の閲覧等の求めがあった場合にはこれに応じること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により行政等から時短営業や休業の要請があった場合には協力すること。
- (13) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

#### (取扱店資格の喪失等)

第26条 実行委員会は、前条の各号に違反する行為が取扱店に認められた場合は、取扱店登録の取り消し等を行うことができる。なお、実行委員会は、登録を取り消したときは、その取扱店の名称を専用ホームページ等により周知するものとする。

#### (紛失等の責務)

第27条 利用者から受け取った商品・サービス券が盗難、紛失、滅失した場合は、取扱店の責務とする。

2 ただし、商品・サービス券郵送時の商品・サービス券滅失については、換金申請書の写しと滅失した商品・サービス券の半券の提出を行うことができる場合に限り、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第28条 取扱店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

## 第5章 雑 則

(実行委員会の過失による紛失等の責務)

第29条 実行委員会の過失による商品・サービス券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第30条 この約款に定めるもののほか、商品・サービス券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和3年10月22日から施行する。